

学位論文題名

近代アイヌ教育政策史研究

—「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」・アイヌ学校—

学位論文内容の要旨

1. 近代アイヌ教育史研究は、近年ようやく、近代日本のアイヌ教育をアイヌ民族に対する「指導」「精神的開発」だと捉える視点を脱して、それがアイヌ語や伝統文化を否定し破壊してきたものだとの認識を共有するに至った。けれどもなお、その研究方法は、専ら制度の条文や為政者らの言辭に「同化」「臣民化」の現われを見出し指摘するにとどまっている。学校や教育はアイヌ政策の「中枢」であり重要な役割を果たしたものだとする近年の研究の指摘も、学校教育の急速な「普及」をみた時期（1890年代後半から1920年代）を境にアイヌ語や伝統文化の「断絶」と日本語の「普及」が進行したという事態が象徴するごとく、至当な把握である。けれども既往の研究では、こうした事態がどのように進行したのかという実態を解こうとはしておらず、単なる指摘にとどまっている。本論文では、近代日本のアイヌ教育政策を、アイヌ児童を対象とした小学校（アイヌ学校）の設置からその特設制度の廃止までを対象時期に、学校教育はもとより様々な場面や局面に即した実態分析を通じた考察により、既往の通説的見解についても再検討しつつこれらを深めようとするものである。

2. 伝統的なアイヌ社会における教育は、様々な儀式への参加や遊びなどを通じて行なうもので、学校のような施設を必要とはしなかったし、コタンは通常数軒ごとに散在していたから、そのままでは学校を設置しても子供を通わせることはできない。そして開拓使設置当初は、道南や札幌周辺などを除けばアイヌ民族は伝統的な生活を保持していたから、開拓使はアイヌ教化策を推進する基盤を欠いていた。ここで重要な意味を持ったのは、北海道開拓政策の展開に伴うアイヌ民族の生活基盤の破壊である。樺太アイヌの強制移住地・対雁の教育所（1877年設置）を皮切りにアイヌ学校の設置が進行するが、この過程はアイヌの土地や生業を奪うことと一体のものであったのである。それは、アイヌ民族を「文字」や「教育」の必要を痛感させるところへ追込み始めるものでもあった。この結果、移民の流入・入植が大規模に展開する1890年代以降において、アイヌ学校の設置に積極的に対応するアイヌが現われ始める。この点はそれ以前のアイヌ学校がもっぱら行政側の主導による設置であったこととは対照的である。

3. この1890年代にアイヌ児童に対する独自の学校教育制度（アイヌ教育制度）の成立をみる。アイヌ教育制度は、アイヌ学校の国費による特設を定めた「北海道旧土人保護法」（1899年）第9条と、アイヌ児童に対する教育課程などを定めた「旧土人児童教育規程」

(1901年)がその骨格をなすもので、既に設置されていたアイヌ学校の教員による報告や北海道庁による調査を下敷きにしていた。その特徴は、第一に、就学当初からアイヌ児童に徹底して日本語や日本国家の秩序意識を注入しようとするものであり、このためにアイヌ児童に対する教育内容・方法をシャモ(和人)の児童に対するものに比して「簡易」で「卑近」なものに押しとどめている。第二は、かかる教授を徹底するためにアイヌ児童をシャモの児童と「別学」とする原則をとったことである。

4. 「アイヌ教育制度」の施行後、特設アイヌ学校の設置(1911年までに24校)や「委託教育」制度(特設アイヌ学校以外の学校に通うアイヌ児童の教育費を当該町村に補助する制度)とあいまって、アイヌ社会に学校教育が急速に「普及」する(1898年には就学率・出席率はどちらも約30%であったものが、1916年は就学率約97%、出席率約87%に達する)。

また「別学」制度は、アイヌ学校とシャモの学校が隣接したり、ひとつの学校や学級の中でアイヌ児童とシャモの児童とを区分したり、同じ学級でも出席簿にはシャモを先に記載されたり、といった事態をもたらし、アイヌ児童は「土人学校」「土人学級」の生徒だとの蔑視を蒙り、さらに、移民や旅行者の増加、アイヌ研究への関心の高まりなどともなっており、アイヌ学校を「見物」する来訪者が増えた。アイヌ児童にとっては、いわゆる学校教育のみならず、こうした一つ一つの体験によって、自分たちが「劣った」存在として扱われているという意識を味あわされたのである。

5. アイヌ学校は予算も乏しく、設備も貧弱だったが、かかる条件の下でも「熱心」な勤務ぶりを見せた教員(アイヌ学校教員の殆どはシャモであった)が少なくなかった。こうした「熱心」な教員たちは、その献身的な姿勢によって、コタンの成員からの信頼を勝ち得た存在となった。このことが学校教育の「普及」のみならず、青年団・同窓会などの組織、「弊習改善」という名目での伝統的生活様式の否定など、アイヌ民族に対する種々の統合策の遂行に重要な役割を果たしたのである。しかし同時に、かかる「熱心」さを支える「犠牲」「献身」の精神の中には、しばしばアイヌ蔑視に通じかねない意識が潜んでいたものであり、また為政者は、かかる教員の「篤志」がコタンを掌握するまたとない役割を果たすことを「アイヌ教育制度」の制定当初から期待していたのである。

6. アイヌ児童の就学率・出席率の急速な上昇は、アイヌ民族の学校教育に対する意識・態度の変化を反映している。そこには、自らの文化を「滅びゆく」ものと感じざるを得ないほどの、伝統文化の伝承を「断念」という痛切な意識があった。それだけにアイヌ民族の学校教育に対する要求は極めて切実かつ具体的であり、差別的な「アイヌ教育制度」の存在などに対する批判も痛烈であった。そしてここには、シャモに伍して生きようとする、アイヌの民族としての誇りが根強く存在しており、この意識のもとで自民族の伝統文化への畏敬の念が持続していたのである。

7. 学校教育や日本語の「普及」をアイヌ教育の「成果」と確認した北海道庁は、1920年頃から、漸次「アイヌ教育制度」の廃止に着手し、「旧土人児童教育規程」の廃止(1922年)をへて1937年「北海道旧土人保護法」改正において第9条を削除した。一方、1920年代に入って様々な要求や意見を掲げたアイヌ民族の言論活動が活発になり、この状況を背景として、学校で「アイヌ」という言葉をタブーにすることで建て前としての「差別禁止」ばかりが先行する事態が起こる。従って、「アイヌ教育制度」の廃止によってアイヌ児童に対する差別は「共学」下の学校に持ち込まれたにすぎなかった。また、アイヌ児童が置かれたこのような状態は、1937年「北海道旧土人保護法」改正と軌を一にして登場し

た、「アイヌ」という言葉や民族意識を排除することによってこそ「平等」が達成されるというイデオロギーによるアイヌ統合策の展開に照応していた。これらは、戦後のアイヌ民族と学校教育にかかわる基本的構図として連続している。

8. 本論文は、既往の研究に見られるような、制度や為政者の言辞の字句上の検討にとどまっていた政策分析や、明治初期以降のアイヌ教育政策を漠然と「同化」教育政策だと概括して単線的に叙述する状態、学校教育の教授内容のイデオロギー的な検討に終始する実態分析、アイヌ学校教員の役割を「献身的」と顕彰するか「同化教育」の「尖兵」と批判するかという二律背反の状態、などを打開した近代アイヌ教育政策史の通史像を提示したと考えるものである。

# 学位論文審査の要旨

主査 教授 逸見 勝 亮  
副査 教授 山田 定 市  
副査 助教授 所 伸 一

学位論文題名

## 近代アイヌ教育政策史研究

—「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」・アイヌ学校—

1. 近代アイヌ教育史研究は、近年ようやく、アイヌ教育はアイヌ民族に対する「指導」「精神的啓発」だととらえる視点を脱して、アイヌ語や伝統文化を否定し破壊してきたものだという認識を共有するにいたった。しかし、その研究方法は、法律の条文や為政者の言辞に「同化」「臣民化」の現れを見出し批判するにとどまっている。本論文は、アイヌ児童を対象とした小学校（アイヌ学校）の設置から特設アイヌ学校の廃止までを対象として、政策と制度の実態分析を基軸に、学校教育においてはもとより、アイヌの生活のさまざまな場面や局面に即した実態分析を通じて、近代日本アイヌ教育政策の展開過程とその特質を考察したものである。本論文の構成は以下のとおりである。

序章 本研究の課題と方法

第1章 アイヌ居住地の変容とアイヌ学校の設置

第2章 「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」の成立と特設アイヌ学校の設置

第3章 アイヌ学校の実態

第4章 コタンの“エパカシヌ・ニシパ” —アイヌ学校の教員とコタンとのかかわり—

第5章 アイヌ教育政策とアイヌ民族の要求・批判との拮抗—アイヌ児童就学率「上昇」

の実相—

第6章 「旧土人児童教育規程」の廃止

第7章 1937年「北海道旧土人保護法」改正と特設アイヌ学校の全廃

むすび

2. 教育史研究に貢献した諸点は以下のとおりである。

(1) アイヌ社会における教育は、儀式への参加や遊びを通じて行うもので学校施設を必要

としていなかった。アイヌが伝統的生活を保持している限り、学校を通じたアイヌ教化策の基盤は脆弱であった。アイヌ学校設置は樺太アイヌ強制移住地・対雁教育所を嚆矢として進行的であった。この過程はアイヌの土地と生業を奪うことと一体であった。それはアイヌ民族に文字や教育の必要を痛感させ、「開拓」が大規模に展開する1890年代以降には、アイヌ学校設置に積極的なアイヌが現れるまでにいたる。この点は、それ以前のアイヌ学校設置が行政側の主導によっていたのとは対照的であった。

(2)「北海道旧土人保護法」「旧土人児童教育規程」による特設アイヌ学校は、就学当初から日本語と日本国家の秩序意識を徹底する場であり、それ故に教育内容・方法をシャモ(和人)児童に比して「簡易」「卑近」な水準に止め、かつ「別学」を原則とした。

(3)特設アイヌ学校の設置(1911年までに24校)は、アイヌ社会に教育の普及をもたらした(1889年には30%であった就学率は1916年には97%となった)、「別学」制度はアイヌ学校とシャモの学校が隣接したり、同一学校・学級でアイヌを区分するという事態をもたらした。アイヌ児童は「土人学校」「土人学級」の生徒との侮蔑を受け、移民・旅行者の増加、アイヌ研究の高揚により、コタン・アイヌ学校を「見物」する来訪者が増えた。アイヌ児童は「劣った」存在として扱われているという意識を痛感せざるをえなかった。

(4)劣悪な教育条件にもかかわらず、「熱心」に勤務したアイヌ学校教員は少なくなかった。コタンの信頼をえた「熱心」な教員は、学校教育の普及のみならず、青年団・同窓会などの組織、「弊習改善」の名による伝統的生活様式の否定など、アイヌ民族統合策の遂行に重要な役割を果たした。しかし、同時にアイヌ学校教員の犠牲・献身にはしばしばアイヌ蔑視に通じかねない意識も潜んでいた。為政者は教員の「篤志」がコタンを掌握するうえで不可欠であることをアイヌ学校発足当初からよく承知していた。

(5)アイヌ児童の就学率の上昇は、アイヌ民族の教育に対する意識の変化に対応していた。そこにはアイヌ文化を「滅びゆく」ものと感じざるをえないまでに、伝統文化の伝承を「断念」という痛切な意識があった。それ故にアイヌ民族の学校教育に対する要求は切実かつ具体的であり、差別的な「アイヌ教育制度」に対する批判は痛烈であった。そこには、シャモに伍して生きようとする、アイヌ民族の誇りが根強く持続していた。

(6)北海道庁は、学校教育や日本語の普及をアイヌ教育の「成果」だとして、1937年「北海道旧土人保護法」改正によってアイヌ学校を廃止した。しかし、アイヌ児童の差別は「共学」下の学校に持ち込まれたに過ぎなかった。このような事態は、「北海道旧土人保護法」改正と軌を一にして登場した「アイヌ」という言葉や民族意識を排除することで「平等」を達成できるというイデオロギーによるアイヌ統合策の展開に照応していた。

3. 本論文は、制度や為政者の言辞の字句上の検討に止まっていた政策分析や、アイヌ教

育政策を漠然と「同化」政策だと概括し、教授内容のイデオロギー性を指摘して足れりとする既往研究を大きく前進させた画期的な業績である。

よって、審査委員一同は、一致して小川正人は博士（教育学）の学位を授与される資格があるものと認める。